

## 令和8年度家事シェアチェック宣言事業に係る 家事代行サービス等取扱事業所登録について

本市では、令和6年度から、家事において女性に負担が偏りがちな現状を見つめなおし、性別にかかわらず誰もが働きやすく暮らしやすい環境を整えることを目的に、本市に住所を有し、かつ、就業している方がいる世帯(単身世帯を除く)を対象に、「家事シェアチェック宣言事業」を実施しています。

この事業は、各ご家庭で、家事シェアの状況とその満足度を家族やパートナーと一緒にチェックしてもらい、自分たちの生活スタイルに合った理想の家事シェアについての話し合いのきっかけにするとともに、その実践に向けた「家事シェアチェック宣言(今後の目標など)」を入力することで、家事シェアの意識啓発につなげるものです。

その中で、参加した世帯の中から抽選で選ばれた15世帯に対し、1万2千円分の「家事代行お試しクーポン(以下「クーポン」という)」を配布し、家事の負担軽減の一つの手段として、家事代行サービスを体験していただきます。クーポンの利用料は、市が負担いたします。

つきましては、下記をご一読の上、ぜひ、市の家事代行サービス等取扱事業所としてご登録いただき、本クーポン事業にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 【応募要件】

- ① 現に次に掲げる家事代行サービス等の事業実績を有する市内の事業所(個人経営を含む)
  - (1)住宅の清掃及び整理整頓
  - (2)衣類の洗濯
  - (3)生活必需品等の買い物
  - (4)その他日常的に行う必要がある家事等
- ② 本事業の趣旨を理解し、適切な家事代行サービス等の提供ができる事業所
- ③ 役員等が暴力団員や暴力団員と密接な関係者ではない事業所

#### 【提出書類】

- ① 家事代行サービス等取扱登録(変更登録)申請書(様式第1号)  
※ご記入いただいた内容をもとに、「家事代行お試しクーポン対応事業所及びサービス一覧」を作成し、クーポン当選者に送付します。
- ② 事業所の提供サービス内容、利用料及び利用契約手続き等の詳細がわかるもの(チラシ・パンフレット等)  
※当課で複製し、クーポン当選者に送付します。現物を 15～20部ご提供いただいても構いません。

【提出期日】**令和8年5月15日(金)**

### 【提出方法】

申請書に必要事項を記入し、チラシ・パンフレット等を添付の上、市共生社会課までメール、FAX、郵送または持参。

### 【クーポン利用者】

家事シェアチェック宣言事業に参加した対象世帯の中から抽選で選ばれた **15 世帯**。

### 【サービスの提供場所】利用者の自宅

### 【事業所が提供するサービスの内容】

・家事代行サービス等(住宅の清掃及び整理整頓、洗濯、買い物、その他日常的に行う必要がある家事)

※サービス内容の具体例は「家事代行サービス等取扱登録(登録変更)申請書(様式第1号)」でご確認ください。

### 【クーポンの利用期間】

令和8年9月中旬～令和9年1月31日(日)

### 【1世帯あたりのクーポンの額面金額】

1万2千円(千円単位のクーポン券 12 枚綴り)

※利用内容により、クーポンの額面を超える利用料が生ずる場合は、利用者が負担するものとします。

※1回の利用で複数枚使えますが、お釣りを出すことはできません。利用料が額面に満たない場合は、利用者にお釣りが出ないことを確認のうえ、了承を得られた場合に限り、事業所側で、クーポンの所定の位置に「〇〇円分利用」と記入してください。

※クーポンの現金への換金はできません。

### 【クーポン事業の流れ】

- ①クーポン利用者は、「家事代行お試しクーポン対応事業所及びサービス一覧」をもとに、利用する事業所の選定を行います。選定に際し、利用者からの問い合わせや見積依頼がある場合がございますので、ご対応をお願いいたします。
- ②利用者から、申込時にクーポン使用の申し出がありますので、希望のサービスがクーポンで利用可能かを確認したうえで、日程やサービス内容を直接ご相談ください。
- ③利用者宅にてサービスの提供を行ってください。
- ④サービス提供後、クーポンで支払いを受けた分は、市が別途指定する請求書様式・方法で、市が定める期日までに、市に請求してください。

◆詳しくは、別添【クーポン事業の流れ】をご確認ください。

#### 【注意事項】

- ① 利用者の都合等によりキャンセル料等が発生する場合は、クーポンでの支払いはできませんので、利用者に直接ご請求ください。
- ② 利用期限(令和9年1月31日(日))を経過したクーポンは、特段の事情を除き使用できません。  
利用者が期限までに申し込みをしたものの、事業所の都合により期限内のサービス提供ができない等の場合は、一度共生社会課までご相談ください。
- ③ サービスの提供にあたって生じた利用者とのトラブルや事故、損害等については、事業所の責任において適切に対応してください。
- ④ クーポンは、日用品、食料品、商品、部品等の物品購入代金には使用できません。

#### 【クーポンに関するお問い合わせ・事業所登録先】

酒田市市民部共生社会課 男女共同参画・多文化共生係  
〒998-0044 酒田市中町 3-4-5 交流ひろば内  
TEL:21-0826 FAX:26-5617  
E-mail:kyousei@city.sakata.lg.jp